

審 査 基 準

E - b - 1

平成30年4月10日作成

法 令 名 : 愛知県情報公開条例
根 拠 条 項 : 第11条
処 分 の 概 要 : 公安委員会及び警察本部長が管理する行政文書の開示請求に係る行政文書の開示、一部開示及び不開示の決定
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会及び愛知県警察本部長
法 令 の 定 め : 愛知県情報公開条例第2条第2項(行政文書)、同第7条(行政文書の開示義務)、同第8条(部分開示)、同第9条(公益上の理由による裁量的開示)、同第10条(行政文書の存否に関する情報)
審 査 基 準 : 別紙「審査基準」のとおり
標 準 処 理 期 間 : 開示請求があった日から起算して15日以内(開示請求の補正に要した日数は除く)。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長できる。 なお、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の部分について当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をする。
申 請 先 : 愛知県警察本部情報公開センター、運転免許試験場、東三河運転免許センター及び警察署の情報公開受付
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部住民サービス課情報公開センター (電話 052-951-1611 内線2928)
備 考 :